

第5章 訴訟行為 (actuaciones judiciales)

第1節 訴訟行為の場所

第129条 訴訟行為の場所。

- ① 訴訟行為は、その性質上他の場所で行われなければならないものを除き、司法事務局の本所 (sede de la Oficina Judicial) で行われる。
- ② 訴訟を審理する裁判所本所が所在する裁判区の外で行われなければならない訴訟行為は、適切な場合、司法共助を通して行われる。
- ③ 前項の規定にかかわらず、裁判所は、適切な司法事務に必要なまたは都合のよい場合、訴訟行為を行うためのその区域内のどこにでも設置され得る。

また、本法の規定と司法機関組織法第275条に従って、証拠調べをするためにその区域外に移動することができる。

第2節 訴訟行為の時

第1款 開廷日および開廷時刻

第130条 開廷日および開廷時刻。

- ① 訴訟行為は、開廷日と開廷時刻内に行われなければならない。
- ② 非開廷日は、土曜と日曜、および、12月24日と31日、国民の祝日、および、それぞれの自治州または地域の労働休日である。8月の日々も非開廷日となる。
- ③ 具体的行為について法律で別段の定めがない限り、午前8時から午後8時までが開廷時刻と見なされる。

通知および強制執行行為については、午後8時から午後10時までも開廷時刻と見なされる。

- ④ 前各項の規定は、電子的訴訟行為のために設定され得るものを害しないと見なされる。

第131条 非開廷日および非開廷時刻の開廷化。

- ① 職権により、または、当事者の請求により、裁判所は、それを必要とする緊急の事由がある場合、非開廷日および非開廷時刻で開廷できる。この開廷可能化は、裁判所書記官によって、開廷可能化の目的が裁判所書記官の排他的権限の事項で実行されなければならない訴訟行為の実施であるとき、裁判所によって命じられた訴訟行為に係わるとき、または、それらの者が裁判所が下した裁定を履行することを目的とするときに、実施される。
- ② 裁判所の訴訟行為の遅延が利害関係者または良好な司法事務に深刻な損害を与える可能性がある、または、裁判所の裁定の無効を引き起こす可能性がある場合、その裁判所の訴訟行為は緊急であると見なされる。

- ③ 前項に係わる緊急訴訟行為については、8月の日々が開廷日となり、明示的な開廷可能化行為は必要ない。また、開廷時刻内に開始された緊急行為を、不可欠な時間、非開廷時刻内で継続するためにも、開廷可能化行為は必要ない。
- ④ 非開廷日および非開廷時刻の開廷化の裁定に対しては、不服申立てできない。

第2款 期間(plazo)および期限(término)

第132条 期間および期限。

- ① 訴訟行為は、それぞれの行為に示された期限内または期間内に実施される。
- ② 期限または期間が定まっていないときは、それらは遅滞なく実行されなければならないと見なされる。
- ③ 裁判所および司法機関サービスに従事する職員による本条規定の違反は、正当事由がない場合、司法機関組織法の規定に従って、懲戒処分では正される。ただし、被害を受けた当事者の適切なその他の責任を追求する権利を害しない。

第133条 期間の計算。

- ① 期間は、法律が期間開始を依らしめる通知行為がなされた日の翌日から進行を開始する、24時間後に期限が切れる、満了日は期間にカウントされる。

しかしながら、法律が、他の期間の満了から進行開始する期間を示すときは、この期間は、新たな通知を必要とせず、その(他の)期間の満了の翌日から起算する。

- ② 日で示された期間の計算においては、非開廷日は除外される。

第131条第2項に係わる緊急行為で示された期間については、8月の日々は非開廷日とは見なされず、土曜日、日曜日および祝日のみが計算から除外される。

- ③ 月または年で示された期間は、日付から日付までで計算される。

満了月に起算日に相当する日がない場合は、期間はその月の末日をもって満了するものとする。

- ④ 期間が土曜日、日曜日またはその他の非開廷日に終了する場合、翌開廷日まで延長されたものと見なす。

第134条 期間の非拡張性。

- ① 本法で定められた期間は、延長できない。
- ② しかしながら、期間の履行を妨げる不可抗力の場合、期間の中断は可能で、また、期限は遅らせることができる。中断または遅延を引き起こす原因がなくなった時点でその計算が再開される。不可抗力の存在は、裁判所書記官が、職権で、または、他の当事者の意見を聞いて、不可抗力を被った当事者の請求により、(書記官)決定を通して認定する必要がある。この決定に対しては再審理の不服申立てできる、これは中断効を生じさせる。

第 135 条 訴訟行為の時間要件(を満たす)のための文書の提出(方法)。

① 裁判所および訴訟に介入する主体が、第 273 条に従って司法機関(司法機関)に存在するテレマティックまたは電子システムを使用する義務を負う場合、それらの者は、訴訟開始に係わる、または、係わらないすべての(訴え等の)文書、および、その他の書類を、これらのシステムを通して、法律で定められた例外を除いて、通信の真正性が保証され、完全な送信と受領、および、それらが行われた日付の公証を付与するような方法で、送受信する。これは、強制されずにテレマティックまたは電子システムの使用を選択する者にも適用される。

文書と書類は、年中無休で、24 時間いつでも電子形式で提出できる。

文書と書類がテレマティックの手段で提出されると、登録エントリ番号と提出日時(この日時ですべての目的のために提出されたと見なされる)が記載された受領書が同じ手段で自動的に発行される。法律に従い訴訟のために非開廷日または非開廷時刻に提出される場合、それは次の最初の開廷日と開廷時刻に提出されたものとみなされる。

原本または公証コピーの添付を要求する法的要件の証明および履行については、第 162 条の規定に従う。

② 前項のテレマティックまたは電子的手段による緊急的書面の期間内の提示が、テレマティックまたは電子通信サービスの予期せぬ中断により、不可能な場合は、可能な限り、ユーザーに(場合に応じて)差し迫った満了期間延長の明示的な指示とともに、この状況と中断の影響を通知する処置が講じられる。この場合、発信者は、次の最初の開廷日に裁判所に、当該中断の証明書とともに提出することができる。

中断が計画されている場合は、十分な余裕をもって以前に発表し、その場合に行われる代替の提出方法を通知しなければならない。

③ テレマティックまたは電子通信サービスが文書または書類の提出に不十分であった場合は、その日または翌開廷日に司法事務局に電子的媒体で、通信事業者が発行する提出不成功の証明書とともに、提出しなければならない。この場合、受領書が発行される。

④ 上記のことは別として、利害関係者がテレマティック手段を使用する義務がなく、テレマティック手段を使用することを選択しなかった場合で、電子形式への変換ができない場合、および、法律で規定されるその他の場合、文書および書類は紙媒体で提出される。これらの書類は、添付される証書または証券(efectos)と同様に、司法事務局の資料保管所に当事者が自由処分できる形で留置・保管される。それらには番号が割り当てられ、電子的訴訟記録にその存在が証される。

紙媒体での文書および書類の提出の場合、このために指定された公務員は、訴訟手続き開始文書および提出が緊急的期間に従うその他の文書に、対応するスタンプを押す。そのスタンプで提出した司法事務局および提出日時が証される。

⑤ 文書および書類の提出は、形式を問わず、提出期間が定められている場合、期間満了日の翌開廷日の 15 時まで行うことができる。

民事裁判所での訴訟行為では、市民援護サービス(*servicio de guardia)を提供する裁判所での文書の提出は認められない。

(訳者注：Servicio de guardia を提供する裁判所(Juzgado de Guardia)は週 7 日 24 時間開いていて、市民の緊急の事案・訴訟に対応する裁判所である。)

第 136 条 (期間経過による)失効(*preclusión*)。

期間が経過するか、または、当事者による訴訟行為実行のために示された期限が過ぎると、(期間経過による)失効が発生し、当該行為を実行する機会がなくなる。裁判所書記官は、命令を通して、期間経過を証し、適切なものを取り決める、または、裁判所に、それが対応する裁定を下すために、通知する。

第 3 節 直接主義、公開主義および公用語

第 137 条 陳述、証拠調べおよび審問における司法の立ち合い。

- ① 事案を審理する法廷のメンバーである裁判官・上級裁判官は、当事者と証人の陳述、反対尋問、開示、鑑定人が提供すべき説明と回答、および、その鑑定意見に対する口頭批判、および、本法の規定に従って、対審・公開で行われなければならないその他の証拠調べに立ち会う。
- ② 裁定を下す前に当事者の意見を聞くことを目的とする審問および出頭 (審理) (*comparecencia) は、常に、事案を審理する裁判所の構成員である裁判官または上級裁判官の前で行われる。
- ③ 前各項の規定は、裁判所書記官に対してのみ実行されなければならない訴訟行為に関して、裁判所書記官に適用される。
- ④ 前各項の規定違反は、対応する訴訟行為を完全に無効にする。

(訳者注：comparecencia とは、ある者が裁判所に、通常は訴訟代理士により代理され、当該裁判所の呼び出しに応じて出頭することである。本訳文では、出頭の目的を含めて、出頭 (審理) と約す。)

第 138 条 口頭訴訟行為の公開。

- ① 証拠調べ行為、審問および裁定を下す前に当事者の意見を聞くことを目的とする出頭 (審理) は、公開で行われる。
- ② しかしながら、前項の行為は、民主主義社会における公の秩序若しくは国家の安全を守るために必要なとき、または、未成年者の利益が、若しくは、当事者の私生活およびその他の権利と自由の保護が、そう要求するとき、または、最終的に、裁判所が厳密に必要であるとみなす範囲で、特別な状況の発生により、公開が司法の利益を損なう可能性があるとき、密室で行うことができる。
- ③ 非公開で訴訟行為を行うことを取り決める前に、裁判所は、その場にいる当事者の意見を聴取する。裁定は (裁判所) 決定の形をとり、それに対する不服申立ては受け入れられない。ただし、許容される場合は、終局判決に対する不服申立てで異議をなし、問題提起することは害されない。

裁判所書記官は、その排他的権限の範囲内で行われなければならない訴訟行為にお

いて、（書記官）決定を通して、同じ措置を採用することができる。この決定には、変更請求のみできる。

④ 裁判所の期日指定のリストは公開されなければならない。裁判所書記官は、司法事務局の管轄職員が、各週の最初の開廷日に、それぞれの裁判所に対応する期日指定リストを公衆の目に見える場所に、実施の日付と時刻、訴訟行為の種類および訴訟番号を示して、公表することに注意を払う。

第 139 条 合議制裁判所の審議の非公開。

合議制裁判所の（部内の）審議は非公開である。また、個人的（意見の）投票(*votos particulares)の公開に関する法律の規定は別として、議決結果も非公開である。

（訳者注：voto particular とは、合議制裁判所においてあるメンバーが多数決で採用される（裁判所）判断に関して表明する異なる意見を指す。）

第 140 条 訴訟行為に関する情報。

① 裁判所書記官および司法事務局の管轄職員は、正当かつ直接的な利害関係を証明する者に対し、訴訟行為の状況に関して彼らが要求するすべての情報を提供する。ただし、法律に従って留保が宣言されている、または、されていた情報を除く。それらの者は、また、（訴訟）記録に証されていて、留保宣言されていない文書および書類の（単なる）コピーの取得を、費用を負担して、依頼できる。

② 前項に係わる者の要請により、それらの費用負担で、それらが要請する（裁判所）認証謄本(testimonio)および証明書は、裁判所書記官によって、その受取人を表示して、発行される。

③ 前 2 項の規定にかかわらず、裁判所は、第 138 条第 2 項で表明された状況を考慮して、そのような措置が正当化される場合、決定を通して、記録の全部または一部に留保の性質を与えることができる。

留保の性質を持つ訴訟行為は、当事者並びにその代理人および弁護人のみ知ることができる。ただし、刑事、租税またはその他の性質を持つものに関連した事実およびデータに関する規定を害しない。

第 141 条 帳簿(libros)、資料(archivos)および裁判記録へのアクセス。

正当な利益を証明する者は、留保されていない帳簿、資料および裁判記録にアクセスし、費用を負担して、それらが示す事項の証明書を取得できる。

第 141 条の 2

前 2 条規定の場合で、未成年者の最善の利益を保護し、個人情報を保存するために必要なときは、裁判所書記官によって発行される（単なる）コピーおよび証明書では、使用される媒体が何であれ、個人データ、画像、名前と姓、住所あるいは直接的または間接的にその識別を可能にするその他のデータまたは状況は省略されなければならない。

第 142 条 公用語。

- ① すべての訴訟行為において、裁判官、上級裁判官、検察官、裁判所書記官およびその他の裁判所職員は、国の公用語であるスペイン語を使用する。
- ② 裁判官、上級裁判官、裁判所書記官、検察官およびその他の裁判所職員は、自治州独自の公用語を、いずれの訴訟当事者もその言語を知らないので無防備になる可能性があるとして主張して反対しない場合、使用できる。
- ③ 当事者、その訴訟代理士および弁護士、ならびに、証人および鑑定人は、口頭での、また、書面での表示において、訴訟行為が行われる地域の自治州でも公式である言語を使用できる。
- ④ 自治州の公用語で実行される訴訟行為および提出される書類は、スペイン語への翻訳を必要とせず、完全な有効性と効力を持つ、しかし、それらの翻訳が、（訴訟行為が）自治州に所在する裁判所の管轄外で効力を生じなければならない場合、職権でなされる。ただし、そこが、一致する独自の公用語を持つ自治共同体の場合を除く。また、法律で定められている場合、または、無防備を主張する当事者の要求により翻訳される。
- ⑤ 口頭訴訟行為において、裁判所は、命令を通して、使用言語に精通している者を、忠実な通訳をする宣誓または約束をした後、通訳人として認めることができる。

第 143 条 通訳人の介入。

- ① スペイン語または、場合に応じて、自治州の公用語を知らない者が質問を受けたり、陳述しなければならない場合、または、裁定を個人的に知らせる必要がある場合、裁判所書記官は、その決定を通して、問題の言語に精通している者を、忠実な通訳をする宣誓または約束を要求して、通訳人として認めることができる。

上記のことは別として、いずれにしても国境を越えた紛争における通訳サービス提供は、1996年1月10日法律1/1996 無料法律扶助調整法(Ley reguladora de la Asistencia Jurídica Gratuita)規定の条件下で、スペイン語、または、場合に応じて、自治州の公用語を知らない者に対して、保証される。

これらの場合に行われる訴訟行為については調書(acta)が作成される。これには、元の言語でのテキストと公用語への翻訳が記載され、通訳人が署名する。

- ② 前項の場合と同様に、聴覚障害者の場合は、前項の規定に従って、適切な手話通訳人が常に指名される。

適切な調書が、聴覚障害者に関連して実施された訴訟行為について作成される。

第 144 条 非公用語で書かれた書類。

- ① スペイン語でない、または、場合に応じて、問題の自治州の公用語でない言語で書かれた書類には、その翻訳が添付される。
- ② 上記の翻訳は私的に行うことができ、この場合、当事者の一方が、通知後5日以内に、翻訳が忠実かつ正確であるとは見なされないことを述べ、不一致の理由を

表明して（翻訳に）異議を申立てる場合、裁判所書記官は、不一致がある部分に関して、書類の公式な翻訳を、それを提示した者の費用で命じる。

しかしながら、当事者の依頼により作成された公式な翻訳が私的な翻訳と実質的に同一であることが判明した場合、その費用は（公式翻訳）を申立てた者の負担となる。

第4節 裁判上の公証(fe pública judicial)および訴訟行為の文書化

第145条 裁判上の公証。

① 訴訟行為での裁判上の公証（行為）の実践は、排他的かつ完全に、裁判所書記官に属する。具体的には、裁判所書記官は：

1. 自身で、または、裁判所書記官がその機能に責任を負うところの対応する登録簿を通して、文書およびそれに添付される書類および領収書の受領を、場合に依じて、当事者がその事柄で請求する証明書を発行して、認証する。
2. 使用媒体が何であれ、適切な調書(actas)と手続きを通して、裁判所での訴訟行為、および訴訟上重要な事実に関する信頼できる記録を残す。
3. 秘密と宣言されていない、または、当事者に留保されていない訴訟行為の証明書または（裁判所）認証謄本を発行し、受取人およびそれらを要求する目的を記載する。
4. 本法第24条の規定に従って、訴訟の代理権付与を認証し、文書化する。

② これらの機能の行使において、証人の追加の介入を要しない。

第146条 訴訟行為の文書化。

① 文書および書類で構成されていない訴訟行為は、調書および公文書メモによって文書化される。録音または再生の技術的手段が使用される場合、裁判所書記官は、録音または再生の真正性を保証する。

② 法律が調書作成を規定している場合、必要な範囲と詳細さで、全ての行為がそこに記載される。

記録・再生のために適切な媒体に本法に従って記録する必要がある訴訟行為の場合で、裁判所書記官が、認められた電子署名、または、法律に従って録音されたものの真正性および完全性を保証する別のセキュリティシステムを備えている場合、このように生成された電子書類は、全ての目的のために調書を構成する。

前段で規定される保証メカニズムを使用できなかった場合、裁判所書記官は調書に次の事項を記載する必要がある：訴訟番号・種類、審理場所・日付、所要時間、参加者、当事者の請求・申立て、証拠調べの申立ての場合、証拠調べにおける適正性と順番の確認、裁判官または裁判所によって採択された裁定、ならびに、その媒体に記録できなかった状況および偶発事項。

これらの場合、または、何らかの事由で本条規定の記録方法が使用できなかった場合、調書は情報処理方法で、訴訟行為が行われる法廷に情報処理メディアがない場合を除いて、手書きができないと、作成される。

③ 裁判所は、本法第 135 条第 1 項に係わる保証を持って、訴訟行為および裁判所
が受け取った文書・書類の文書化と保管の技術的手段を使用できる。また、諸訴訟
の状態の追跡と訴訟に係わる統計の技術的手段を使用できる。

第 147 条 音声および画像の記録・再生システムによる訴訟行為の文書化。

裁判官または上級裁判官の前で、または、場合に応じて、裁判所書記官の前で行わ
れる審理、聴聞および出頭（審理）における口頭訴訟行為は、音声および画像の記
録・再生に適した媒体に記録される、また、書き写しできない。

必要な技術的手段が利用可能であるという条件で、裁判所書記官は、認められた電
子署名または法律に従ってそのような保証を提供する別のセキュリティシステムを
使用して、記録または再生されたものの真正性と完全性を保証する。この場合、両
当事者が審問の少なくとも 2 日前までに（裁判所書記官の出席を）要求した場合を
除き、または、裁判所書記官が、事案の複雑さ、証拠調べの数と性質、参加者の数、
記録できない偶発事件が発生する可能性、または、（出席を）正当化する他の同様
に例外的な状況の発生を考慮して、例外的に必要と判断した場合を除き、訴訟行為
実施には裁判所書記官の法廷への出席を必要としない。これらの場合、裁判所書記
官は、前条で規定された規準で簡潔な調書を作成する。

デジタル媒体で録音・文書化された口頭訴訟行為および審問は、法律で定められて
いる場合を除き、書き写しできない。

裁判所書記官は、録音の裏付けとなる電子文書を管理しなければならない。両当事
者は、自費で、オリジナルの録音のコピーを要求できる。

第 148 条 記録の作成、管理および保存。

裁判所書記官は、裁判所が下す、または、法律で許可されている場合は自分自身が
下す裁定の記録を残して、記録の適切な作成に責任を負う。同様に、裁判所書記官
は、記録が裁判官または（合議制裁判所の）受命上級裁判官あるいは裁判部のメン
バーである他の上級裁判官の権限下にある時間を除いて、それらの保存と管理に責
任を負う。

第 5 節 裁判上の通知行為

第 149 条 通知行為の種類。

訴訟通知行為には次のものである：

1. 送達(notificaciones)、その目的がある裁定または訴訟行為の通知を行うこと
である場合。
2. 召喚(*emplazamientos)、出頭するため、また、ある期間内に訴訟行為するため。
3. 呼出し(*citaciones)、出頭する、また、訴訟行為するために、場所および日時
を決めるとき。
4. 請求(requerimientos)、法律に従いある行動を、または、行動しないことを命
じるため。

5. 命令(mandamientos)、証明書または(裁判所)公証謄本の発行を命じるため、および、所有権・商業・船舶・動産の割賦販売の登記官、公証人、または、司法機関サービスに従事する公務員に、その執行がそれらの者に対応するところのいかなる行為の実施を命じるため。

6. 公文書(oficios)、司法以外の当局および前号に記載されていない公務員との通信のため。

(訳者注: emplazamiento と citación の主な違いは、前者は、ある期間を定めて裁判所などへ出頭を求める通知行為で、後者は、場所、日時を定めて出頭を求める通知行為である。ここでは、前者を” 召喚”、後者を” 呼出し” と訳す。)

第 150 条 裁定および(書記官)調整命令の通知。

① 訴訟上の裁定は、訴訟の構成員であるすべての者に通知される。

② 裁判所の裁量により、訴訟係属は、訴訟記録に従って訴訟手続きを終了させる裁定により影響を受ける可能性のある者にも通知される。この通知は、当事者が不正な目的で訴訟を利用している兆候に裁判所が気付いたときに、同じ要件で実行される。

③ 法律に定める場合には、第三者へも通知される。

④ 裁定の通知に、ある住居を占有している者の強制立退き日付が設定されている場合、利害関係者の同意が得られることを条件として、その通知は、社会政策事項で権限のある公共サービス機関に送付される。

第 151 条 通知の時期。

① 裁判所または裁判所書記官によって下されるすべての裁定は、その日付または発行から最大 3 日以内に通知される。

② 検察庁、国の訟務局(Abogacia del Estado)、国会および自治州立法議会の弁護士(Letrados)、または、社会保障庁の法律サービスの弁護士、自治州の他の行政機関の弁護士、地方機関の弁護士への通知行為、および、訴訟代理士会が(司法事務局に)組織する通知サービス所を通してなされる通知行為は、それら通知行為が第 162 条規定のメディアを通して、また、要件に従って行われた場合は、その受領の手続きで、または、その受領書で証される受領日の翌開廷日になされたものとみなされる。通知行為が午後 3 時以降に送信された場合は、翌開廷日に受信されたものと見なす。

③ 通知行為に貼付されなければならない書類または公文書(despacho)の引渡し、通知行為の受領の後の日に行われる場合で、通知から派生する効果が当該書類に拘束されるときは、通知行為は書類の引渡し証される時点で完了とみなされる。

第 152 条 通知行為の形式。応答。

① 通知行為は、通知サービスの適切な組織化に責任を負う裁判所書記官の指示の下で実行される。そのような行為は、次の者により実行される：

1. (司法機関)司法補助団の公務員。

2. それ（通知行為）を要求する当事者の訴訟代理士。

そのような目的のために、訴訟、執行手続き、または、その他の請求を開始する（申立て）文書すべてにおいて、申立人は、すべての通知行為が自己の訴訟代理士によって行われることを希望するかどうか表明しなければならない。この点について何も述べていない場合、裁判所書記官は、司法補助団の公務員によってそのような通知行為を実行して、（裁判所）決定を処理する。同様に、通知行為は、被告、被強制執行者または被控訴人が、自己の訴訟代理士によって通知行為を実施する旨を、出頭する旨の文書の中で明示的に申立てない場合、または、当事者が無料の法律扶助を受ける権利の受益者である場合、司法補助団の公務員によって実行される。

申立人は、理由付き方式で、また、正当な事由があれば、初期の通知体制の変更を請求できる、裁判所書記官が（新体制が）正当であると考える場合は、新しい要求に従って一連の通知行為を実行するように手続きを進める。

これらの通知行為は、自身に直接、自宅で、この目的のために有効化された電子アドレスで、電子的出頭により、または、名宛人により選択されたテレマティックまたは電子的手段により、（通知行為が）実行されたという十分な証明が（通知）手続きに残るとき、有効に実行されたと見なされる。

これらの目的のために、訴訟代理士は、受信の、その日付と時刻の、および、通知内容の信頼できる記録がコピーに残るように注意して、その責任の下で通知行為の名宛人の身元と状態を保証する。

② 通知行為は、訴訟に関与する者が第 273 条に従って司法機関に存在するテレマティックまたは電子システムを使用する義務がある場合、または、それらの者が、義務なくして、それらの手段の使用を、いずれにしても、司法機関における情報通信技術の使用を管理する規則の規定に従って、選択する場合、電子的手段によって実行される。

しかしながら、通知行為が電子形式に変換できない要素を伴う場合、または法律でそう規定されている場合、電子的手段による通知行為は行われない。

名宛人は、送達実施のためではないが、ある通知行為がその者になされたことを通報するために役立つ電子デバイス、簡単なメッセージング・サービス、または、電子メール・アドレスを指定できる。この場合、通知行為の方法の如何を問わず、司法事務局は上記の通報を送付する。この通報実行の欠如は、送達が完全に有効であると見なされることを妨げない。

③ 通知行為は、本法の規定に従って、次のいずれかの方法で実行される：

1. 訴訟代理士を通して、この者が代理して訴訟に出頭する者への通知の場合。
2. 郵便、電報、電子メール、または、受信、その日時および通知内容を記録に残せるその他の電子的手段を通して、通知すべきことの送付。
3. （名宛人に）通知されるべき裁定の、裁判所または裁判所書記官が（名宛人に）向ける請求の、または、召喚状または呼び出し状の文字通りの写しの名宛人への引渡し。
4. いずれにしても、検察庁、国の訟務局、国会および自治州立法議会の弁護士、または、社会保障庁の法律サービスの弁護士、自治州の他の行政機関の弁護士、地方機関の弁護士への通知の場合で、訴訟代理士が指名されていないときは、司法機

関のサービスに従事する要員によるテレマティック手段を通して。

④ (裁判所) 書面(cédula)には、文書の司法的性質を明確に述べ、また、裁定を下した裁判所または裁判所書記官、それが下された事案、召喚または呼び出しされる者の名と姓、また、事案遂行を委託された訴訟代理士の名と姓、場合に依じて、これらの目的、および召喚された者が出頭すべき場所、日時、または、召喚状に係わる訴訟行為を実行すべき期間を、いずれにしても法律が定める効果をもって、表示する。

⑤ 通知、呼び出しおよび召喚では、利害関係者からの応答は、そのように命令されていない限り、受け入れられず、(記録に)記載されない。請求では、被請求者からの応答が、簡潔に(公文書)メモ内に記載されて、受け入れられる。

第 153 条 訴訟代理士による通知。

裁判に出頭した当事者との通知は、訴訟代理士が代理人を務めるときは、その訴訟代理士を通して行われる。訴訟代理士は、訴訟の過程で委任者に対してなされるべきあらゆる種類の送達、召喚、呼び出しおよび請求の書面に、判決の通知書および本人が個人的に実行しなければならない行動を目的とする通知書を含めて、署名する。

第 154 条 訴訟代理士への訴訟行為の通知の場所。

① 訴訟代理士との通知行為は、裁判所内で、または、訴訟代理士会が組織する共同受付サービスで行われる。このサービスの内部体制は、法律に従って訴訟代理士会の管轄となる。

② このサービスにおける訴訟代理士との通知行為の発信および受信は、法律で定められた例外を除き、テレマティックまたは電子的手段によって、第 162 条に係わるその受信を証明する受領書を使用して実行される。

通知行為が紙媒体で実行されなければならない場合、当該サービスに対して、裁定または(裁判所)書面(cédula)のコピーが 2 通送付される。訴訟代理士はその内 1 通を受け取り、別のコピーに署名し、当該サービスによって司法事務局に送られる。

第 155 条 まだ出頭していない、または、訴訟代理士が代理していない当事者との通知行為。住所。

① 当事者が訴訟代理士を代理人にして(訴訟)行為を行っていない場合、または、被告への最初の召喚または呼出しの場合、通知行為は、訴訟当事者の住所への送付により行われる。召喚状または呼出し状には、無償法律扶助を要求する権利と、それを要求する期限が記載される。

② 原告の住所は、(訴訟を開始する)訴状または申立書に記載されている住所となる。同様に、原告は、被告の最初の召喚または呼出しの目的で、被告の住所として、本条次項に係わる場所の 1 つまたは複数指定する。原告が(被告の)住所として複数の場所を指定する場合、原告は、その考えで、通知が成功裏に実行される順序を示す。

同様に、原告は、被告について知っているあらゆるデータ、被告を特定するのに役立つ可能性があるデータ、例えば、2011年7月5日法律18/2011司法機関における情報通信技術使用調整法(Ley Reguladora del Uso de las Tecnologías de la Información y la Comunicación en la Administración de Justicia)の規定に従って使用される、電話番号、ファックス番号、電子メール・アドレスなどを示さなければならない。

被告は、一度出廷すると、その後の通知のために別の住所を指定することができる。

③ 通知行為のために、住所として、市区町村の住民登録簿に記載されている住所、または、その他の目的で公式に記載されている住所、および、(専門職団体の)会員として強制的に登録しなければならない専門職を営む会社およびその他の団体、または、個人の場合、公的登録簿または専門職団体の刊行物に記載されている住所を、指定することができる。上記の目的のために、臨時でない専門職または労働活動が行われる場所も住所として指定できる。

第250条第1項第1号に係わる請求権のひとつが訴えで行使されたときは、当事者が賃貸借契約において通知行為を行う住所を示すことに同意していなかった場合、その住所は、すべての目的のために、住居または賃貸土地の住所であると解される。

訴えが法人に宛てられている場合は、商事会社の経営者、管理者または代理人、あるいは、公式登録簿に記載されているいかなる団体の理事会(Junta)の理事長、メンバーまたは管理者として表示される者の住所を指定できる。

④ 両当事者が訴訟代理士によって代理されていない場合、宛先として指定されている前項規定の場所のいずれかで行われた通知は、通知すべきものの正確な発送が証明されると、受取人による受領が証されなくとも、完全に有効となる。

しかしながら、通知の目的が法廷への出頭、特定の訴訟行為における当事者の個人的実行または介入であり、利害関係者によって受信が証されない場合は、第158条の規定に従う。

⑤ 当事者が訴訟審理中に住所を変更した場合、当事者は直ちに司法事務局に通知する。

同様に、電話番号、ファックス、電子メール・アドレスなどに関連する変更を通知しなければならない。ただし、これらが司法事務局との通信ツールとして使用されている場合に限る。

第156条 住所に関する裁判所の調査。

① 原告が、被告の出廷のために、その住所また居所を指定することが不可能であると述べる場合、裁判所書記官は、その状況を調査するため適切な手段を用いる。場合に応じて、第155条第3項に係わる登録所、機関、専門職団体、組織および企業に調査照会することができる。

これらの照会通知を受信すると、登録所と公的機関は、その活動を規制する規定に従って処理する。

② 当該住所がアクセス可能な公開ファイル(archivo)または登録簿に記載されている場合は、通知行為のための住所指定はいかなる場合も不可能とはみなされない。

- ③ 第1項に係わる調査の結果、住所または居住地が判明した場合、第152条第2項で定められた2番目の方法の通知が行われ、場合に応じて、第158条で規定されている方法が適用される。
- ④ これらの調査が不成功だった場合、裁判所書記官は、公示を通して通知を行うよう命ずる。

第157条 民事訴訟不出廷者中央登録所。

- ① 前条に係わる調査が失敗に終わった場合、裁判所書記官は、被告の名前およびその他の身元データを、法務省に本拠を置く民事訴訟不出廷者中央登録所(Registro Central de Rebeldes Civiles)に、その登録に移行するために被告の公示送達の裁定の日付を示して、伝達するよう命令する。
- ② 被告の住所を調べなければならない裁判所書記官は、民事訴訟不出廷者中央登録所に照会して、被告がその登録簿に記載されているかどうか、および、そこに記載されているデータが手持ちデータと同じであるかどうか確認することができる。このような場合、(書記官)調整命令を通して、被告への公示送達を直接取り決めることができる。
- ③ 民事訴訟不出廷者中央登録簿に登録されている者の住所を知っている裁判所は、利害関係者の要請により、または独自の主導で、裁判上の通知を差し向けることができる(被告の)住所を通知して、登録の取消しを要請しなければならない。登録所は、当該被告に対する訴訟の存在が証される場所の司法事務局に、通知のために被告が示す住所を送付する。その住所でその時からなされる通知は効力を持つ。
- ④ 上記に関係なく、出廷段階の後に所在不明の被告の現在の住所を知る必要がある裁判所は、この(現住所)データが前述の登録所に知られるようになった場合に、裁判上の通知を差し向けることができる住所を得るために適時の付記をなすよう中央登録所に請求できる。

第158条 引渡しによる通知。

第155条第1項の場合で、名宛人が、法廷に出頭することを、または、特定の訴訟行為において当事者が個人的に実行または介入することを目的とする通知を受信したことを証明できない場合、第161条規定の方法での引渡しに移行する。

第159条 証人、鑑定人および訴訟当事者でない者との通知。

- ① 証人、鑑定人、および、訴訟当事者ではないが、訴訟に介入すべきその他の者に対して行われるべき通知は、第160条の第1項の規定に従って、名宛人に送信される。送信は、利害関係者が指定する住所になされる。第156条に係わる調査を、場合に応じて、実行できる。これらの通知は、それらを申立てた当事者の訴訟代理士によって、(当事者が)そのように要求した場合、手続きされる。
- ② (訴訟)記録で送信による通知の失敗が証される場合、または、ケースの状況がそう促がす場合、通知目的および行為の性質を考慮して、裁判所書記官は、第161条の規定に従って進めることを命ずる。

③ 本条に係わる者は、訴訟審理中に生じた住所の変更を司法事務局に通知しなければならない。それらの者が最初に出廷するとき、この義務を知らされる。

第 160 条 郵便、電報またはその他類似の手段による裁判上の通知の送信。

① (裁判所) 裁定または書面(cédula)の写しの送付が、配達証明郵便または受領確認付きの電報、あるいは、通知を受領したこと、受領日付およびその内容の信頼できる証明を記録に残すことを可能にするその他の同様の手段によってなされる場合、裁判所書記官は、(訴訟)記録の中に送付の事実および送付されたものの内容を認証する、また、場合に応じて、(訴訟)記録に受領確認書を、あるいは、受領を、または、(訴訟代理士が通知に臨んだ場合)訴訟代理士が提出した書類を証明する手段(media)を綴る。

② 当事者の請求により、利害関係者の費用負担により、第 155 条第 3 項に規定されている複数の場所に同時に送付することができる。

③ 名宛人が裁判所本所の裁判区に居住しており、出廷(personación)、または、訴訟行為での人的な実行または介入に関係しない通知の場合は、第 1 項に係わる手段のいずれかによって、通知を受けるため、請求されるため、または、なんらかの文書の交付を受けるために名宛人が当該裁判所に出頭するための書面を送付できる。

召喚状は、被召喚者の出頭が必要とされる目的を十分に正確に表現し、訴訟とそれが言及する事案を示し、正当な事由なしに指定された期間内に(被召喚者が)出頭しない場合は、その通知が行われた、または、送付は実行されたと見なされると警告する。

第 161 条 裁定の写しまたは(裁判所)書面(cédula)による通知。

① 裁定の写しまたは書面の通知の名宛人への引渡しは、裁判所本所で、または、通知される、請求される、呼び出される、または、召喚されるべき者の住所で行われる。ただし、強制執行の範疇にある規定を害しない。

引渡しは、それを行なう公務員または訴訟代理士および名前が記載されている引渡しを受ける者によって署名される(引渡し証明用)メモにより文書化される。

② 通知の名宛人が自宅にいて、裁定の写しまたは書面を受け取ることを拒否する場合、または、引渡し証明メモに署名することを望まない場合、公務員または引渡しを引き受ける訴訟代理士は、(その者に)裁定の写しまたは書面は、通知の効果を生み出して、裁判所に名宛人の自由処分の状態にあることを告げる。これらはすべて、メモに記載される。

③ 通知が意図されている住所が、市区町村の登録簿、税務上の目的での帳簿、公的登録簿または専門職団体の刊行物によると、受取人が居住している場所である場合、あるいは、住居または被告に賃貸された土地であって、当該名宛人がそこにはいない場合、その場所にいる 14 歳以上の従業員、家族または同居している人物に、または、もし居れば、建物の管理人に封印した封筒で引き渡しすることができる。その際、受取人に裁定の写しまたは書面をその名宛人に届ける義務があること、または、名宛人の所在を知っている場合は、通知する義務があることを警告する、いずれにしても、受取人には名宛人のデータ保護に関して責任があることを警告する。

通知が名宛人の臨時でない職場に宛てられた場合で、その者が不在のとき、引渡しは名宛人を知っていると表明する者に、または、書類または物品を受け取る担当部署がある場合は、その担当者に、前段と同じ警告して、行なわれる。

(引渡し証明用) メモには、通知の名宛人の名前、自宅で探したが見つからなかった日時、および、裁定の写しまたは書面を受け取った者の名前、および、その者と名宛人との関係が記載される。このように行われた通知はすべての効果を生み出す。

④ 通知行為を行うために赴く住所に誰も見つからない場合、裁判所書記官、公務員または訴訟代理士は、名宛人がそこに住んでいるかどうか調べるよう努める。

赴く住所に居住していない、または、勤務していなくて、尋ねた者の内誰かが現在の住所を知っている場合、このことは通知の否定メモに記録され、提供された住所での通知行為に移行する。

この方法で被告の住所を知ることができず、原告が他の可能性のある住所を指定していない場合、それは第 156 条の規定に従って進められる。

第 162 条 電子的手段、コンピュータその他これに類する手段による通知行為。

① 司法事務局および通知行為の当事者または名宛人が、通信とその内容の真正さが保証され、完全な送受信およびそれらが行われた時点の信頼できる記録を残す方法を持つ、電子的手段、テレマティック、情報電気通信、または、文書および書類の送受信を可能にするその他の同様の手段による通知行為を送受信する義務を負っている場合、あるいは、名宛人がこれらの手段を選択した場合、通知行為は、その受信を証明する適切な受領証をもって、それらによって実行される。

これらの手段を使用する義務がある鑑定人および名宛人、並びに、それらを選択する者は、前述の手段およびこの目的のために入手した電子アドレスを持っているという事実を司法事務局に通知しなければならない。

同様に、上述の手段およびそれらの使用を義務付けられている公的・専門職組織に対応するアドレスの電子的アクセス可能な登録簿が法務省に設置される。

② 本条のいずれかの場合において、当該技術的手段による通知行為の正確な送信が証されるときは、訴訟代理士会が（司法事務局に）組織する通知サービス所を通して行われるものを除き、名宛人がその内容にアクセスすることなく 3 日が経過したときは、通知は適法に行われ、その効果は十分に発揮されたとみなされる。

(上記から) 名宛人がその期間中に通知システムにアクセスできなかったことを正当化する場合は除かれる。アクセスの欠如が技術的な原因によるものであり、通知の時点でこれらが継続する場合は、裁定のコピーの引渡しで、通知行為が実行される。いずれにせよ、システムへのアクセスの可能性が証される時点で、通知は有効に受信されたと見なされる。しかしながら、当該期間経過後、引渡しによる通知が行われる前にアクセスがある場合、通知は、その受信を証明する受領書に証される日付に有効に行われたものとみなされる。

対応する訴訟行為について開廷日でない限り、8 月中は専門職への通知行為は電子的に行われたい。

③ 前項に係わる手段によって提出または送信された裁定、書類、鑑定意見または

報告の真正さが、その直接の検査または他の手順によってのみ認識または検証できる場合、それらは、本法第 267 および第 268 条に規定されている方法で、同じもののデジタル化された画像を使って電子的媒体で提出することができる。しかし、当事者のいずれか、家庭、支援の裁判上の措置供給または親子関係の訴訟中にある裁判所、または、検察官が要求する場合、この目的のために示された期間または訴訟時に、オリジナルの紙媒体で提出されなければならない。

第 163 条 通知行為の裁判所共同サービス担当 (*Servicio Común Procesal)。

通知行為の裁判所共同サービス担当は、それが設置された市町村において、司法事務局により行われるべき通知行為を行う。ただし、訴訟代理士に、それが代理する当事者が要求して、委託された通知行為は除かれる。

(訳者注：Servicio Común Procesal とは、裁判所書記官の指揮下にある司法事務局の一単位で、ある裁判所に組み込まれることなく、その領域範囲内の裁判所の全部または一部に対して訴訟法の適用から派生する訴訟行為において管理・支援の集中した役務を提供する。

第 164 条 公示 (送達) 通知。

第 156 条に係わる調査を行った後、通知の名宛人の住所を知ることができない場合、または、前数条の規定に従って、名宛人を発見できない場合、または、通知がそのすべての効果を発揮できない場合、または、第 157 条第 2 項に係わる場合にそのように (裁判所書記官が) 決める場合、これらの状況が記録されたら、裁判所書記官は、2011 年 7 月 5 日法律 18/2011 司法機関における情報通信技術使用調整法に従い、また、いずれにしても、未成年者の権利・利益、および、それらの公告で影響を受ける可能性のあるその他の権利・自由を保護して裁定または書面の写しを司法事務局の掲示板に掲示するよう命令する。そのような公告は、法令で決められる条件で、他のテレマティック、コンピューターまたは電子的手段の使用によって置き換えることができる。

当事者の要請で、また、その費用負担で、県、自治州、国の「官報」、または、全国紙あるいは地方紙で公告される。

いずれにしても、前 2 段に係わる通知または公告において、未成年者の最善の利益に留意し、そのプライバシー保護のため、個人データ、名前と姓、住所あるいは直接的または間接的にその身元が識別され得るいかなるデータまたは状況を省かなければならない。

賃貸料または未払い額の不払い、または法的または契約上の期間の満了による建物または土地立退きの訴訟、および、これらの賃貸料または未払い額を請求する訴訟において、賃借人が見つからないか、第 155 条第 3 項第 2 段で指定された住所で賃借人に通知が伝達されなかった場合、あるいは、契約後に新しい住所が賃貸人に確実に通知されなかった場合、賃貸人の反対がないと、更なる手続きなしに、司法事務局の掲示板への呼出し状または請求書面の掲示に移行する。

第 165 条 司法共助による通知行為

通知行為が、通知行為を命じた裁判所以外の裁判所によって行われなければならない場合、通知は、電子形式に変換できない要素が添付される（通知）行為が紙媒体で実行されなければならない場合を除いて、司法情報システム(sistema informático judicial)を通して送信され、また、対応するコピーまたは書面およびそれぞれの場合に適切なその他のものが添付される。

これらの通知行為は、（共助裁判所の）その受領から数えて20日を超えない期間内に完了し、前段の規定に従って返送されなければならない。指定された期間内にそれらが実行されない場合、その目的のために（共助裁判所の）裁判所書記官はそれらを注視しなければならない、場合に応じて、遅延の原因を説明しなければならない。

上記行為は、当事者の請求により、前段で定められたのと同じ条件と期間でその履行を委託された訴訟代理士によって実行され得る。

第166条 通知行為の無効および是正。

- ① 本節の規定に従って実施されず、（当事者に）無防備を引き起こす可能性のある通知行為は無効である。
- ② しかしながら、通知され、呼び出され、召喚され、または、請求された者がその事案を認識しており、裁判所への最初の出頭行為で（通知）手続きの無効を告発しなかった場合、その手続きは、法律の規定に従って行われたかのように、その時点から有効になる。

第167条 公文書(oficio)および命令書(mandamiento)の送付。

- ① 命令書および公文書は、それらを発行する裁判所書記官によって、それらが差し向けられた当局または公務員に直接送付される。その際、第162条に規定された手段を使用しなければならない。

しかしながら、当事者がそう要求する場合、当事者は個人的に命令書および公文書を手続きできる。

- ② いずれにしても、本条に係わる公文書および命令書の発行を要求する当事者は、その履行に必要な費用を支払う必要がある。

第168条 訴訟上の通知に関与する公務員および専門職の責任。

- ① 裁判所書記官または司法機関サービス提供団(Cuerpos：第100条参照)の公務員であって、本節によりその者に割り当てられた職務の遂行において、悪意または過失により、不当な遅延または遅滞を引き起こした者は、それが属する当局によって懲戒処分を受ける、また、発生した損害賠償の責めを負う。

- ② その実行を引き受けた通知行為において、詐欺、過失または遅滞に陥った、または、設定された法的手続きのいずれかを尊重しないで第三者に損害を与えた訴訟代理士は、生じた損害賠償の責めを負い、また、法のまたは会規約の規範に従って懲戒される。

第6節 司法共助(auxilio judicial)。

第169条 司法共助がなされる場合。

- ① 民事裁判所は、ある裁判所によって命令され、その実行のために別の裁判所の協力を必要とする訴訟行為において、互いに援助を提供する義務を負う。
- ② 司法共助は、職権調査行為を含んで、事案を審理する裁判所の管轄区域外で実行されなければならない訴訟行為について、その裁判所が、訴訟行為を行なうために本法が付与する管轄区域外に出る権限を利用することが可能または都合が良いと考えない場合に、要求される。
- ③ 司法共助は、訴訟行為を命じた裁判所の本拠がある市町村の区域外で、しかし、対応する裁判区または管轄区域内で実行されなければならない訴訟行為のために要求できる。
- ④ 当事者の尋問、証人の証言および鑑定人の追認は、当該事項を審理している裁判所で行われる。たとえ、対応する裁判管轄区域外にそれらの者たちの住所があるとしても。

距離、移動の難しさ、当事者、証人または鑑定人の個人的な事情、または、同様の特徴を持つその他の事由により、呼び出された者が裁判所に出頭することが不可能であるか、非常に負担が大きい場合にのみ、前段に示される証拠調べの司法共助を要請できる。

第170条 司法共助を提供する機関。

司法共助は、それが実行されなければならない管轄区域の第一審裁判所の司法事務局に対応する。上記にかかわらず、治安裁判所がその場所に本部を置いていて、司法共助が通知行為からなる場合、その通知行為の実行はそれに対応する。

第171条 共助囑託書(exhorto)。

- ① 司法共助は、それを提供しなければならない裁判所の司法事務局に宛てられた、共助囑託書を通して（司法共助を）必要とする裁判所によって要請される。共助囑託書には次の事項が記載される：
 1. 共助囑託する裁判所および共助囑託される裁判所の名称。
 2. 共助囑託発行の動機となる事案の表示。
 3. 事案の当事者である者、ならびに、その代理人および弁護人の名称。
 4. 実施を希望する訴訟行為の表示。
 5. 当該行為がある期間内に行われなければならない場合は、その期間が終了する日も示される。
 6. 共助囑託の履行のため書類を添付する必要がある場合は、そのすべてを明示する。
- ② 共助囑託の発行と承認は、裁判所書記官に対応する。

第 172 条 共助嘱託書の送付。

① 共助嘱託書は、司法情報システムあるいはその他のテレマティックまたは電子的手段を用いて共助嘱託された機関に直接送られる。ただし、電子形式に変換できない要素が添付されて（送付）行為が紙媒体で実行されなければならない場合を除く。

いずれにせよ、使用されるシステムは、共助嘱託書の送付と受領の証明を保証する必要がある。

② 上記を損なうことなく、共助嘱託の履行に関心のある当事者が嘱託書を自身で送付することを要求する場合、共助嘱託書はその者の責任でその者に引き渡され、その後 5 日以内に共助嘱託される機関に（その者が）提出する。この場合、共助嘱託書には、その（送付）管理を担当する者が明示される、（その担当者は）訴訟当事者または指定される訴訟代理士のみがなることができる。

③ 他の当事者は、共助嘱託の履行のために下された裁定を（彼らに）通知することを希望する場合、訴訟代理士を指名することができる。共助嘱託の履行に利害関係を持つ者は、前項規定の目的のために共助嘱託書の引渡しを要求しなかった場合、同じことを行うことができる。そのような指名は、共助嘱託の文書に記録される。

④ 共助嘱託書が共助を提供すべき裁判所以外の裁判所に送付された場合、それを受け取った裁判所は、対応裁判所が証されている場合は、共助嘱託裁判所にその送付を通知して、対応裁判所に直接送付する。

第 173 条 共助嘱託の履行。

共助嘱託書を受け取った司法事務局の責任者は、その履行を、および、指定された期間内にそこで関係する訴訟行為が実行されるために必要なことを措置する。

そのようにならない場合、共助嘱託裁判所の裁判所書記官は、職権で、または当事者の要請により、履行の緊急性を共助嘱託された裁判所に思い出させる。その状況が続く場合、共助要請した裁判所は、共助嘱託された裁判所に対応する統治法廷 (Sala de Gobierno : 第 108 条の注参照) にその事実を通知する。

第 174 条 当事者の介入。

① 当事者とその弁護士および訴訟代理士は、共助嘱託の履行のために実行される訴訟行為に介入できる。

ただし、共助嘱託履行のために下される裁定は、その（共助嘱託）処理に介入するために訴訟代理士を指名した当事者にのみ通知される。

② 訴訟代理士が指名されていない場合、共助嘱託の履行に必要な通知以外の通知は、（共助嘱託が）当事者の呼び出し、介入、または参加を伴うなんらかの訴訟行為の実行を妨げる場合、当事者に行われぬ。また、その履行を促進する可能性のあるデータまたは情報の提供をこれら当事者に要求するために必要な通知以外の通知は行なわれぬ。

第 175 条 共助嘱託 (結果) の返還

- ① 共助嘱託が履行されると、それは第 172 条第 1 項の規定に従って共助嘱託裁判所に通知される。
- ② 実行された司法共助の訴訟行為 (の結果) が、電子的に送信できない場合は、訴訟当事者または共助嘱託の管理を委託された訴訟代理士に、配達証明郵便で送付されるか、引き渡される。この訴訟代理士は、それらを共助嘱託裁判所に次の 10 日以内に提出する。

第 176 条 司法共助における当事者の注意の欠如。

正当な事由なしに、その者に管理委託された公文書 (despachos) の共助嘱託された裁判所への提出または共助嘱託裁判所への返還を遅らせた訴訟当事者は、第 172 条第 2 項および前条第 2 項にそれぞれ定める期間の終了に関して、遅延 1 日ごとに 30 ユーロの罰金が科される。

第 177 条 国際司法協力。

- ① 海外での訴訟行為実施のための公文書は、適用される欧州共同体の規則、スペインが締約国である国際条約、および、それがない場合は、適用される国内法の規定に従って発送される。
- ② 外国の司法当局がスペインの裁判所に協力を要請する場合、上記規範の規定に従う。

第 7 節 事案の審理、審問および決定

第 1 款 通常処理

第 178 条 報告。

- ① 裁判所書記官は、提出された (訴え) 文書および書類について、裁判部、受命上級裁判官または裁判官に、その中にそれらの者の (判決等の) 言渡しを要求する申立てまたは請求が含まれている場合、提出日または翌開廷日に報告する。

裁判所書記官は、司法の立会い外で承認された証書 (actas) に関しても同じことを行う。

- ② 裁判所書記官は、また、訴訟期間の経過および (訴訟) 記録のその結果の状態について、その満了時に裁判官または上級裁判官が妥当な裁定を下さなければならぬとき、次の開廷日に報告する、および、裁判所書記官が下した単なる処理でない裁定について報告する。

- ③ 訴訟・事務管理団の公務員は、訴訟処理について裁判所書記官に、特に法律または訴訟上の規範の解釈が必要な場合、報告する。ただし、裁判官に、要求された場合、それについて報告することを害しない。

第 179 条 当事者の合意による訴訟の促進および中断。

① 法律に別段の定めがない限り、裁判所書記官は、職権により、訴訟を然るべく処理する。その趣旨で必要な裁定を下す。

② 本法第 19 条第 4 項の規定に従って、訴訟手続きの進行は中断され得る、また、いずれかの当事者から請求があれば再開される。合意された中断期間の後、次の 5 日間に誰も訴訟の再開を要求しない場合、裁判所書記官は記録の暫定的保管を取り決めて、訴訟継続が要求されない、または、請求の失効(*caducidad de la instancia)が発生する間、記録はそのままの状態に置かれる。

(訳者注：caducidad de la instancia とは、当事者の責めに帰す訴訟行為の不活動により、法律で規定される期間内で訴訟行為の麻痺により生じる訴訟の通常でない終了手段である。)

第 180 条 受命上級裁判官。

① 合議制裁判所では、裁判所書記官は、各司法年度の初めに裁判部またはセクションについて設定されたシフトに従って、客観的な基準のみに基づき、各事案について受命上級裁判官を決める。

② 受命上級裁判官の指名は、裁判所書記官がその訴訟で下す最初の裁定で行われ、当事者には、受命上級裁判官の名前が通知され、場合に応じて、すでに設定されたシフトに従う代替者の名前が、代替が発生する原因を表示して、通知される。

③ 受命上級裁判官の指名では、裁判長を含む、裁判部またはセクションのすべての裁判官がシフトに入る。

第 181 条 受命上級裁判官の職務。

合議制裁判所では、次の事項は受命上級裁判官に属する：

1. 裁判所書記官に属する（訴訟）促進（業務）を害することなく、シフトで割り振られた事案の通常処理をすることとそれらの取り扱いに注意する。
2. 当事者が提示する証拠方法の申立てを検討し、その許容可能性、妥当性および有益性について報告する。
3. 裁判所の裁定に対してなされた不服申立て、および、裁判所が解決しなければならない裁判所書記官の裁定に対してなされた不服申立てを報告する。
4. （裁判所）命令を下す、また、裁判所が下すべきその他の裁定を提案する。
5. 第 203 条第 2 段の規定を損なうことなく、裁判所が下す裁定を起草する。

第 2 款 審問および出廷

第 182 条 審問の期日指定。

① 審問の開催なしに判決しなければならない事案の（上級裁判官の間での）審議と議決の日時指定は、合議制裁判所の裁判部およびセクションの裁判長に属する。

同様に、（一人制裁判所の）裁判官または（合議制裁判所の）裁判長に、すでに開始され、それらの者が主宰する、公判、審問、または、訴訟行為の過程で採用され

る同等の手続きを召集、再開または再指定する決定が、期日指定の（裁判所の）計画的日程を考慮に入れて、それらの者が同じ行為でその決定を行うことができると、対応する。

② 一人制裁判所の裁判官または合議制裁判所の裁判部およびセクションの裁判長は、一般的な基準を設定する、また、審問または同等の手続きの期日指定実施において従うべき具体的かつ特定の指示を与える。

③ これらの基準および指示は、以下をカバーする：

1. そのような目的に予定される日数の設定。これは、各裁判所に設けられた法廷の利用可能性および他の裁判所との必要な調整に従わなければならない。

2. 聴聞の時刻。

3. 期日指定の回数。

4. 具体的な審問時間。当該事案または訴訟を一旦検討した後、それらの者が決定できたものに従う。

5. 事案の性質と複雑さ。

6. その他、必要と認められる状況。

④ 裁判所書記官は、前述の基準と指示に従い、期日指定の計画的日程を管理して、審問または同等の手続きの日時を、次の状況を考慮して、設定する：

1. 訴訟が審問または公判が開催されるべき状態に至るところの順序。ただし、法律が規定する例外または裁判所が例外的に優先されるべきと決める場合を除く。そのような場合、それらは、期日指定されていない他の訴訟より前に置かれる。

2. 各裁判所に用意される法廷の利用可能性。

3. 司法事務局の人的資源構成。

4. 鑑定人や証人の呼び出しと出頭に要する時間。

5. 法律が検察官の介入を規定する訴訟手続きにおける検察官との調整。

⑤ 期日指定が予定日程に繰り込まれる都度、また、いずれにしても、当事者へのその通知の前に、裁判官または裁判長に報告される。期日指定が設定された基準と指示に適合しない場合、裁判官または裁判長が期日指定について決める。

第 183 条 新たな審問期日指定の申立て。

① 審問に出廷すべき者のいずれかが、不可抗力の事由または同様の別の原因により、指定された日に出廷できない場合、その事由または原因を証明して、また、新たな審問の期日指定を、または、状況に応じる裁定を申立てて、直ちに裁判所に通知する。

② 審問に出廷することが不可能であると考えるのが当事者の 1 人の弁護士である場合で、申立ての状況が証明され、考慮に値するときは、裁判所書記官は、新たな審問の期日指定を行う。

③ 第 1 項規定の出廷不可能な状況を主張するのが当事者であるとき、裁判所書記官は、申立ての状況が証明され、考慮に値するときは、次のいずれかの裁定を行な

う：

1. 審問が、当事者が弁護士の支援を受けていない、または、訴訟代理士によって代理されていない訴訟であった場合、新たな期日指定を行う。
2. 審問が、たとえ当事者が弁護士の支援を受けているか、または、訴訟代理士の代理を受けている場合でも、当事者の個人的な出廷が必要な行為に関するものであった場合、同じく、審問の新たな期日指定を行なう。

特に、当事者が第 301 条以降で規定されている尋問に応答するために審問に呼び出される場合、裁判所書記官は、適切な呼び出しを持って、新たな期日指定を行う。出席の不可能性を主張し、証明した者の相手当事者が尋問に呼び出されるとき、同様に裁定する。

④ 裁判所書記官は、（新たな期日指定が決められた）同日または翌開廷日に、新たに期日指定した日時を裁判所に報告する。

⑤ 裁判所により審問に呼び出しを受けた証人または鑑定人が、本条第 1 項に示されるものと同じ不可能な状況にあると述べ、証明した場合、裁判所書記官は、当事者が、審問期日指定を無効にして新たな期日指定を行なうか否か、または、期日指定された審問の外で証人または鑑定人を証拠調べ実行のために呼び出すか否かについて、3 日間の共通期間で意見を述べるように処置する。期間が経過すると、裁判所は適切であると判断するものを取り決める、また、証人または鑑定人の言い訳が考慮に値しない、または、証明されたと見なさない場合、審問の期日指定を維持し、裁判所書記官は、第 292 条第 2 項規定の警告とともに、そのように通知し、出頭を要求する。

⑥ 裁判所書記官が、上記の第 2 項および第 3 項に係わる状況について裁定する際に、弁護士または訴訟当事者が不当な遅延をもって、または、なんらの根拠なく、行動したことを知った場合、裁判官または裁判所に報告する。裁判官または裁判所は、最大 600 ユーロの罰金を科すことができる。ただし、裁判所書記官が新たな期日指定について裁定することを害しない。

前段に係わる状況が該当すると解されると、本条第 5 項に規定されている場合に裁判所は同じ罰金を科すことができる。

第 184 条 審問開催の時間。

- ① 審問を開催するために、その日のすべての開廷時刻および開廷許可された時刻を 1 回または複数回のセッションで使用することができ、必要な場合、翌日または翌数日間継続できる。
- ② 法律で別段の定めがある場合を除き、期日指定から審問開催までの間に少なくとも 10 開廷日を要する。

第 185 条 審問の開催。

① 裁判所が本法に定められた方式で構成されると、（一人制裁判所の）裁判官または（合議制裁判所の）裁判長は、それが秘密会で開催される場合を除いて、公開審問を開催することを宣言する。審問が始まると、事件の経緯または取り扱われる

べき問題について簡単に述べられる。

- ② その後、原告と被告、または、控訴人と被控訴人は、その順序で、弁護士を通して、または、法律が許す場合、当事者自身が陳述する。
- ③ 審問行為について証拠調べが受け入れられる場合、証拠調べを規制する規範に従ってその証拠調べに進む。
- ④ 証拠調べが終わって、または、これがなされなかった場合で、訴訟参加の最初の回が終了すると、裁判官または裁判長は、当事者に、事実または見解を修正するため、場合に応じて、証拠調べの結果について彼らの権利に都合が良い主張を簡潔に形成するため、再び発言機会を与える。

第 186 条 討議(*debates*)の指導。

審問の進行中、討議の指導は、裁判官または裁判長に、または、裁判所書記官の前で排他的に開催される審問の場合は裁判所書記官に属し、特に次のことを行う：

1. 手持ちのあらゆる手段を駆使して審問での秩序を維持する。その際、法廷に対して、および、法廷の前で行動している者たちに対して適切な敬意と配慮を払うことを要求し、犯される過ちを、司法機関組織法で規定されている様式で、即座に正す。
2. 審問の進行を早める。その目的のために、弁護士または当事者に、その発言が議論されている問題から明確に分離していると、注意を喚起し、不必要な余談を避けるよう促し、また、2 回目の警告に耳を傾けない場合、発言権を取消しできる。

第 187 条 審問の文書化。

① 本法第 147 条の規定に従って、音声と画像の、または、これが不可能な場合は音声の録音・録画および再生するための適切な媒体に審問の展開（様子）が記録される。

いずれにしても、両当事者は、審問が録音（録画）された媒体のコピーを自費で要求できる。

② 前項に係わる記録手段が何らかの事由で使用できない場合、審問は裁判所書記官によって作成される調書(*acta*)によって文書化される。

第 188 条 審問の中断。

① 指定された日の審問の開催は、次の場合にのみ中止できる：

1. 前日の他の係属中審問の継続がそれを妨げることにより。
2. 裁定を下すのに必要な上級裁判官の人数が不足している場合、または、裁判官または裁判所書記官の予期せぬ不調により、交代できない場合。
3. 両当事者の合意で中止を、裁判所書記官の判断では正当事由であるものを主張して、要求することにより。
4. 公判または審問において、呼び出される当事者のいずれかが尋問を受けること

が絶対的に不可能であることにより。ただし、裁判所書記官の考えでは十分に正当化されるそのような不可能性が、新たな期日指定を第 183 条の規定に従って申立てることがもはや不可能であったときに、発生していた場合。

5. 裁判所書記官の考えでは十分に正当化される、中止を申立てる当事者の弁護士の死亡、病気または絶対的な不可能性あるいは出産休暇または育児休暇により。ただし、そのような事実が、新たな期日指定を第 183 条の規定に従って申立てることがもはや不可能であったときに、発生していた場合で、効果的な司法保護を受ける権利が保証され、無防備が引き起こされないことを条件とする。

同様に、他の社会保障制度で規定されている他の同様の状況は、上記のケースに、また、同じ要件を持って同等であり、同じ期間、休職および社会保障法制で規定されている休暇が付与される。

6. 被告側弁護人が、同じ日に別々の裁判所で 2 回の期日指定があり、スケジュールが固定されているため、両方に出席することは不可能であることにより。ただし、第 183 条に基づいて弁護人が、一致を避けるために新たな期日指定を試みたが不成功であったことを十分に証明することが条件となる。

この場合、在監者の刑事事件に関する審問が優先され、この行為がない場合は、より以前に指定された審問が優先される、2 つの指定が同じ日になされた場合は、より新しい訴訟に対応する審問が中止される。

中止申立てが、2 番目の場所で受ける期日指定の通知から 3 日以上遅れて、伝達される場合、審問の中止は取り決められない。この目的のために、(中止) 申立てには当該通知の写しを添付しなければならない。

前段の規定は、在監者の刑事事件に関連する審問には適用されない。ただし、落ち入る可能性のある責任を害しない。

7. 本法の規定に従って、訴訟行為の中止が取り決められたことにより、または、本法の規定に従って、そのような中止が適切であることにより。

② 裁判所書記官が取り決める中止は全て、同日または翌開廷日に裁判所に通知され、書記官によって出頭した当事者、および、証人として、鑑定人として、または別の地位で裁判上呼び出された者に通知される。

第 189 条 中止された審問の新たな期日指定。

① 審問中止の場合、裁判所書記官は、中止が取り決められる時点で新しい期日指定を行う。これが不可能な場合は、中止を引き起こした原因がなくなり次第、すぐに行う。

② 新たな期日指定は、すでに行われた指定の順序を変更することなく、可能な限り最も近い日になされる。

第 189 条の 2 出頭 (審理)。

第 188 条および第 189 条の規定に、裁判所書記官の面前でのみ開催される出頭 (審理) は、適用できる範囲で、従う。

第 190 条 審問の期日指定後の裁判所要員の変更および忌避の可能性。

① 期日指定後、審問が行われる前に、(1人制裁判所)裁判官または法廷の構成員である上級裁判官のある者が変更された場合、これが発生するとすぐに、いずれにしても審問が始まる前に、当該変更は当事者に通知される。ただし、変更の結果として裁判官または法廷の一員となった上級裁判官のいずれかが、口頭であっても、即座に忌避を申立てられなかった場合、審問開催に進むのを害しない。

② 前項の忌避申立てが行われた場合、審問は中断され、本法の規定に従って事件が処理され、忌避申立てが裁定された時点で新しい期日指定が行われる。

口頭で行われる忌避申立てには、事由の簡単な説明を含む必要があり、3日以内に書面で行なう必要がある。これがこの期間内に行われなかった場合、忌避は認められず、150 から 600 ユーロの罰金が忌避申立人に科せられ、さらにその者に中断によって生じた費用支払いが命じられる。前述の裁定が下されたのと同じ日に、裁判所書記官は、審問についてできるだけ早い時期の期日指定を行う。

第 191 条 審問後の忌避。

① 前条第 1 項に係わる(1人制裁判所)裁判官または上級裁判官の交代の場合、忌避申立てがなされなかったために審問が行われたとき、1人制裁判所の場合、裁判官は、裁定を下す前に3日間経過させる、また、合議制裁判所であった場合、裁定に関する審議と票決は3日間中断される。

② 前項に係わる期間内に、(1人制裁判所)裁判官または期日指定後に法廷の構成員となった上級裁判官に忌避申立てできる。当事者がその権利を利用しない場合、裁定を下すための期間が進行し始める。

③ 本条の場合は、審問開始前には知ることができなかった事由に基づく忌避申立てのみ認められる。

第 192 条 審問後なされた忌避申立ての決定の効果。

前条の規定に従ってなされた忌避申立てが適切であると、決定を通して、宣言される場合、審問は無効となり、期日指定される可能性のある最も近い日に、改めて、被忌避者に代わる権限のある裁判官の面前で、または、上級裁判官と共に(審問は)開催される。

忌避申立てに対しその余地がないと宣言される場合、審問に出席した裁判官または上級裁判官が裁定を下す。忌避申立てについて決定された日の翌日に裁定を下すための期間が進行し始める。

第 192 条の 2 期日指定後の裁判所書記官の変更。忌避の可能性。

前 3 条の規定は、裁判所書記官の前でのみ行われるべき訴訟行為に関して、その者に適用される。

第 193 条 審問の中断。

① 審問が開始されると、次の事由によってのみ中断され得る：

1. 裁判所がその場で決めることができない偶発的問題を裁定しなければならないとき。
2. 裁判所の外で何らかの証拠調査を実行する必要がある、あるセッションと別のセッションの間の中間時間に検証できなかった場合。
3. 裁判所が呼び出した証人または鑑定人が出席せず、裁判所がそれらの者の供述または報告を必要と判断した場合。
4. 審問が始まった後、審問開催を中断させるような状況が発生し、裁判官または裁判長がそのように取り決めるとき。

② 審問は、中断原因が解消され次第、再開される。

③ 中断から 20 日以内に審問を再開できる場合、および、中断を取り決めると同時に新しい期日指定を行うことができるすべての場合において、（期日指定は）裁判官または裁判長によって行われる。この際は、期日指定の計画的日程の必要性および第 182 条第 4 項に含まれるその他の状況を考慮に入れる。

審問が中断後 20 日以内に再開できなくて、また、同じ審問に新たな期日を定めることができないときは、第 182 条の規定により期日は、裁判所書記官により、（審問）可能な直近の日に定められる。

第 3 款 事案の票決と判決

第 194 条 事案を判決することが対応する裁判官および上級裁判官。

① 審問または公判の開催後に判決しなければならない事案では、1 人制裁判所では判決の起草と署名、または、合議制裁判所では審議と票決は、それぞれ、裁判官または審問または公判に出席した上級裁判官によって、たとえ、その後、事案を審理する裁判所でその職務行使を停止したとしても、行われる。

② 審問または公判の後、次の事由がある裁判官および上級裁判官は前項の規定から除かれる：

1. 裁判官または上級裁判官の地位を失った。

しかしながら、本条第 1 項の規定は、年齢により定年退官した裁判官および上級裁判官、および、辞任により、選任された期間の経過で、または、72 歳となって、職務を停止した代理および補欠の裁判官および上級裁判官に適用される。

2. その職務の執行を停止された。

3. 司法機能の行使と両立しない公職または専門職に就いた、または、公選職務の候補者となるために自発的に休職した。

第 194 条の 2 裁定することが対応する裁判所書記官。

前条の規定は、本法に定める訴訟行為および出頭（審理）が行われた後に裁定を下さなければならない裁判所書記官に適用される。

第 195 条 合議制裁判所における（訴訟）記録の内容についての上級裁判官の調査。

① 受命上級裁判官は、偶発的事件や不服申立ての終局判決または終局裁定を下すために記録を自由に使い、また、裁判所の他のメンバーはいつでもそれら（記録）を調査することができる。

② 審問が裁定に先行する事案で（審問が）終了すると、または、別の場合には、裁判長が審議、票決および判決のために期日指定した日から、いずれの上級裁判官も調査のために記録（の閲覧）を要求することができる。

複数の上級裁判官が要求した場合、裁判長は、指定された期間内に判決が下されるように、それぞれが閲覧すべき時間を決める。

第 196 条 合議制裁判所における裁定の審議と票決。

合議制裁判所では、審問が行われた場合は審問の直後に裁定は審議され、票決される。別の場合には、裁判長は、法律が規定する期間内に、審議・票決すべき日を指定する。

第 197 条 合議制裁判所における裁定の審議・票決の形式。

① 合議制裁判所では、裁定に関する審議・票決は裁判長が指揮し、常に非公開で行われる。

② 受命上級裁判官は、事実の要点、問題点および法律の根拠、ならびに、その者の判断で下すべき裁定を、裁判部またはセクションの審議に提出し、必要な審議の後、票決に進む。

第 198 条 裁定の票決。

① 裁判長は、事実または権利のなさなければならない種々の（判決）言い渡しについて、または、下さなければならない裁定の一部について、別々に票決するよう取り決めることができる。

② 受命上級裁判官が最初に投票し、次に残りの上級裁判官が年功序列の逆順で投票する。裁判長は最後に投票する。

③ 投票が開始されると、克服不能の障害がない限り、投票を中止できない。

第 199 条 審問後に投票に障害ができた上級裁判官の投票。

① 審問の後、いずれかの上級裁判官が体調不良になり、審議・票決に参加できない場合、その者は、理由付きで署名された書面で投票を行い、それを裁判長に直接送付する。書くことも署名もできない場合は、裁判所書記官を使用する。

このように投じられた票は、他の投票と共に計算され、裁判長の署名が付けられて文書とともに保管される。

② （投票に）障害がある上級裁判官が上記方法でも投票できない場合、審問に出

席する他の上級裁判官が過半数を形成するために必要な上級裁判官数を満たす場合、その事案は決せられる。必要数が満たされない場合、それは、前の審問に出席した上級裁判官、および障害がある者にとって代わらなければならない上級裁判官の助けを借りて、新たな審問に進む。この場合、本法の第 190 条から第 192 条の規定が準用される。

③ 前項の規定は、審問に参加した裁判官のいずれかが、第 194 条第 2 項に規定されているケースのなんらかがあるために、審議・票決に介入できない場合にも適用される。

第 200 条 審問または出頭に出席した裁判官または裁判所書記官の障害。

① 一人制裁判所において、審問に出席した裁判官が審問後に、裁判所書記官の助力を得ても裁定を下すことができないときは、当該裁判官に代わる裁判官が主宰する新たな審問が開かれる。

審問に参加した裁判官が第 194 条第 2 項に規定するケースのいずれかに該当するために裁定を下すことができないときも、同様とする。

② 前項は、（当事者が）裁判所書記官の前に出頭後、（裁判所書記官が）障害があるため、または、第 194 条の 2 に含まれるケースに該当したため、裁定を下すことができなかった裁判所書記官に適用される。

第 201 条 投票の過半数。

合議制裁判所では、決定と判決は、法律がより大きな割合を明示していない限り、投票の絶対多数によって下される。

いかなる場合も、多数決ルールを損なう一定数の賛成票を要求できない。

第 202 条 不一致。

① ある裁定の票決において、事実または権利の言い渡しのなんらかについて過半数の票が得られない場合、投票者が一致しなかった点について審議し、再投票する。

② 合意に達しない場合、不一致者の数が奇数の場合はさらに 2 名、偶数の場合は 3 名の上級裁判官を追加して、最初の審問に出席した上級裁判官が出席する新たな審問を開催することによって不一致は裁定される。（追加者としては）先ず、裁判部またはセクションの長がまだ出席していなかった場合は、出席する。第二に、訴訟を審理していなかった同じ裁判部の上級裁判官。第三に、裁判所長。そして最後に、他の裁判部またはセクションの上級裁判官となる、この際は、統治法廷により取り決められる順序に従って、同じ権限順位(orden jurisdiccional)を持つ者が優先される。

③ 前項に従って構成される裁判部の長を務めるべき者は、命令を通して、不一致の審問の期日指定および適時の指名を行う。

④ 本条第 2 項に規定される裁判部による裁定の票決において、不一致点について過半数が得られなかった場合、前の票決で最も多くの票を獲得した 2 つの意見を新

たな票決に服させて、その新たな票決に進む。

第 203 条 合議制裁判所における裁定の編集。

合議制裁判所では、裁判部またはセクションの審議に付されるべき裁定の編集は受命上級裁判官に、その者が取り決められる内容に同意する場合、対応する。

受命上級裁判官が多数の意見に同意しない場合、裁定の編集を回避する。この際、理由を付けて個人的（意見）の投票をなさなければならない。この場合、裁判長は編集を別の上級裁判官に委託し、受命順番の平等回復のため、受命順番において必要な修正をなす。

第 204 条 裁定の署名。

① 裁判所の裁定は、（1人制裁判所）裁判官または障害がないすべての上級裁判官によって、それを下すために設定される期間内に、署名される。

② 合議制裁判所で事案が取り決められた後、投票した上級裁判官が身体障害者になり、裁定に署名できない場合は、裁判長を務めた者が、その者が（代わって）署名する上級裁判官の名前を表明し、体調不良上級裁判官は投票したが署名できなかったと記録され、裁定に署名する。障害のある者が裁判長だった場合、最年功の上級裁判官が代わって署名する。

③ 裁判所の裁定は、裁判所書記官による署名を通して認証または公告されなければならない、さもないと無効とされることがある。

第 205 条 個人的（意見の）投票。

① 判決または終局的決定の票決に参加するすべての者は、多数決に同意しなくても、取り決められたものに署名する。ただし、この場合、その者は、票決時または署名時にそれ（不同意）を表明し、判決の形式で、その者が同意するところの裁判所が下す事実および権利の根拠を、注意書きによって、受入れられるとする個人的投票をなすことができる。

② 当該上級裁判官の署名付き個人的（意見の）投票は、判決書に組み込まれ、多数決で承認された判決とともに当事者に通知される。法律に従って判決の公開が義務付けられている場合で、個人的（意見の）投票は、それがあつた場合、判決に併せて公開されなければならない。

③ 決定および簡潔に事由付けされた（裁判所の）命令に関して、該当する場合、前2項の規定に従って、個人的（意見の）投票ができる。

第 8 節 裁判上の裁定(resoluciones judiciales)

第 1 款 裁定の種類、形式および内容、並びに、裁定を下す、公開する、および、保管する方法

第 206 条 裁定の種類。

① 裁判上の裁定とは、裁判官および裁判所が下す命令 (providencia)、決定 (auto) および判決 (sentencia) である。

確認訴訟 (procesos de declaración : 第 2 編参照) において、使用される訴訟上の裁定の種類が法律で明示されていない場合、次の規則に従う :

1. 命令は、裁定が裁判所の判断を必要とする訴訟上の問題に係わる場合に、法律がそのように規定することにより、下される。ただし、そのような場合、決定の方式が明示的に要求されないことを条件とする。

2. 決定は、命令または (書記官) 決定に対する不服申立てが判断されるとき、訴えの受理または不受理、反訴、請求の併合、証拠の受理または不受理、和解、調停および協定合意の裁判上の承認、保全措置および訴訟行為の無効または効力について裁定されるとき、下される。

訴訟上の先決問題、(不動産) 登記また付記登記および付随的な問題を扱う裁定は、本法で示されている特別な手続きがあるかどうかに関係なく、法律が裁判所の判断を必要とする場合、決定の形式をとる。同様に、ある審級または不服申立ての訴訟行為を、その通常手続きが完了する前に、終了させる (裁判上の) 裁定は決定の形式をとる。ただし、これらの訴訟行為に関して、法律が、(書記官) 決定で終了させる規定を持っている場合を除く。

3. 判決は、第一審または第二審で、法律で規定されているその通常手続きが終了した時点で、訴訟を終了するために下される。特別不服申立ておよび確定判決の再審理手続きもまた判決によって裁定される。

② 裁判所書記官の裁定は、(書記官) 命令 (diligencia) および (書記官) 決定 decreto と呼ばれる。

使用する裁定の種類が法律で明示されていない場合、次の規則に従う :

1. (書記官) 裁定の目的が法律が規定する処理を (裁判所) 決定に施すことにあるときは、(書記官) 調整命令 (diligencia de ordenación) が下される。

2. 訴えが受理されるとき、裁判所書記官が専属管轄権を有する訴訟手続を終了させるとき、および、あらゆる種類の手続において、(裁判所) 裁定を整理して説明することが必要なときまたは都合がよいときに、(書記官) 決定が下される。

3. (書記官) 記録命令、通知命令または執行命令は、訴訟上重要な事実または行為を (裁判所) 決定に反映させる目的で下される。

③ 執行訴訟では、適用可能な限り、前 2 項に規定される規則に従う。

第 207 条 終局裁定。確定裁定。形式的既判力 (*cosa juzgada formal*)。

① 終局裁定とは、第一審に終止符を打つもの、および、それらに対して提起される不服申立てを判断するものである。

② 確定裁定とは、その裁定に対する不服申立てが、法律で規定されていないため、または、規定されているにもかかわらず、いずれの当事者もそれを申立てないで法的に定められた期間が経過したことで、できない裁定である。

③ 確定裁定は、既判力となり、それらが下された訴訟の裁判所は、いずれにして

も、それらで処分されたことに従わなければならない。

④ ある裁定に不服を申立てることなく、不服申立てのために規定された期間が経過すると、それは確定し、既判力となる。その裁定が下される訴訟の裁判所は、いずれにしても、それらで処分されたことに従わなければならない。

第 208 条 裁定の形式。

① (書記官) 調整命令と(裁判所) 命令は、それらによって命じられるものを表示することに限定され、法律で規定されている場合、または、それらを下す者が適切であると考えられる場合は、簡単な理由を含む。

② (書記官) 決定と(裁判所) 決定は常に理由付けされる、また、番号が付けられた別々の段落に、事実の背景とその後の裁量部分または判断がその基礎を置く法的根拠を含む。

③ 判決および決定の場合、それらを下す裁判所を、それを構成する裁判官、その署名、および裁判所が合議制である場合の受命上級裁判官の名前の表示と共に、表示しなければならない。法廷で下される(裁判所) 命令の場合は、受命上級裁判官の署名で十分である。

裁判所書記官が下した裁定では、それを下した者の名前が署名と共に示される。

④ すべての裁定には、それが採択される場所と日付、および、それが確定裁定であるか否か、または、それに対する不服申立てできるか否かが記される、後者の場合は、手続きされる不服申立ての表示とともに、それを提起すべき司法機関および申立て期間が表示される。

第 209 条 判決の形式および内容に関する特別規則。

判決は、前条の規定に従い、さらに次の規則に従って下される：

1. 冒頭部分に、当事者の名前、場合に応じて、それらが訴訟行為できる当事者適格性と代理権、弁護士と訴訟代理士の名前、および、裁定の目的を明示しなければならない。

2. 事実の背景では、当事者または利害関係者の主張、それら主張が基づいている(適時に主張された、また、解決されるべき問題に関係がある)事実、申立てられた証拠調べ、および、場合に応じて、証明された事実が、できるだけ明確かつ簡潔に、別々の段落で、記載される。

3. 法的根拠では、当事者が置いた事実上および法律上の争点、および、争われる問題が提示する争点が、下されるべき判決の法的事由と根拠を示して、事案に適用される法的規範の具体的表示とともに、別々の番号付き段落で表示される。

4. 第 216 条以降の規定に準拠する判決には、当事者の請求に対応する言い渡しが、番号が付けられて、当該請求の承認または不承認が(上記の)法的根拠から推定できるとしても、含まれ、また、訴訟費用に関する言い渡しも含まれる。また、場合に応じて、判決言い渡し対象金額を決める。判決執行のために、その(金額)決定を差し控えることはできない。ただし、本法第 219 条の規定を害しない。

第 210 条 口頭裁定(*resolución oral*)。

① 法律が言い渡しの延期を認めない限り、審問、聴聞、または、裁判所または裁判所書記官への出頭（審理）の開催の際に下されなければならない裁定は、同じ行為で口頭で言い渡され、判断(*fallo*)の表示とそれらの裁定の簡潔な理由とともに文書化される。

② 裁定が口頭で宣告された後、訴訟当事者のすべての者が、自らまたは正当に代理されてその行為に出席して、不服申立てしないという判断を表明した場合、裁定の確定が、同一行為で、言い渡される。

この場合を除き、不服申立て期間は、正式に編纂された裁定の通知からカウントされ始める。

③ いかなる場合も、民事訴訟において口頭で判決が言い渡されることはない。

第 211 条 裁判上の裁定を下す期間。

① 裁判所および裁判所書記官の裁定は、法律が定める期間内に下される。

② 期間の不遵守は、正当な事由がない限り、裁定に記録される懲戒処分の対象となる。

第 212 条 判決の公開および保管。

① 判決およびその他の終局裁定は、それらを下した者によって作成・署名されると、公開され、司法事務局に保管される。裁判所書記官がその通知および保管を命じ、憲法および法律で許可または命令されている方式で公開される。

② 1985年7月1日法律6/1985号司法機関組織法(*Ley Orgánica del Poder Judicial*)第236条第1項第2段落の規定を害することなく、いかなる利害関係者も、判決のテキストまたは特定の事項へアクセスできる。このアクセスは、一般的に、法律に反する目的で判決が使用されるのを防ぐため、そこに含まれる個人データを事前に分離し、プライバシーの権利、特別な保護を必要とする者たちの権利、被害者の匿名性の保証を十分に尊重した後のみ実行できる。

③ 欧州共同体条約第81条および第82条、または、競争保護法(*Ley de Defensa de la Competencia*)第1条および第2条の適用に関する訴訟で下された判決は、裁判所書記官によって、国家競争委員会(*Comisión Nacional de la Competencia*)に通知される。

④ 裁判所書記官は、判決およびその他の終局裁定の文字どおりの証明書を記録に入れる。

第 213 条 判決簿(*libro de sentencias*)。

各裁判所は、裁判所書記官の管理下で、判決簿を備える。そこには署名されたすべての終局判決、同じ性質の決定、および、個人的意見の投票が収納され、日付に従って配列される。

第 213 条の 2 (書記官) 決定簿。

各裁判所は、裁判所書記官の責任と管理下で、(書記官) 決定簿を備える。そこには署名された全ての終局(書記官) 決定が収納され、時系列的に配列される。

第 214 条 裁定の不変性。説明と修正。

- ① 裁判所は、署名後には言い渡す裁定を変更できない、しかし、あいまいな概念を説明し、重大な誤りを修正できる。
- ② 前項に係わる説明は、対応する裁判所または裁判所書記官が裁定の公表後 2 開廷日以内に職権で行う、または、同じ期間でなされる当事者または検察官の請求で、説明を請求する文書の提出後 3 日以内に該当する裁定を下した者によって説明される。
- ③ 裁判所および裁判所書記官の裁定が陥る明らかな重大な誤りおよび算術誤りは、いつでも修正できる。
- ④ 説明または修正について判断する裁定に対しては不服申立てできない。ただし、場合に応じて、申立てまたは職権行為に係わる裁定に対してなされる不服申立てを害しない。

第 215 条 欠陥のあるまたは不完全な判決および決定の訂正と補完。

- ① 判決および決定が被る可能性のある脱漏または欠陥、および、当該裁定を完全に実施するために是正する必要がある脱漏または欠陥は、前条規定と同じ期間および同じ手続きで、決定を通して、補完できる。
- ② 訴訟において適時に申立てられ、審理された請求に関連する(判決などの) 言い渡しを明らかに脱漏した判決または決定の場合、裁判所は、裁定の通知から 5 日以内での当事者の書面による申立てで、裁判所書記官が他の当事者に当該申立てを、5 日の期間内の書面による(他の当事者の) 申立てのため、事前に通知して、省略された言い渡しの存する裁定を補完すること、または、補完の余地がないことを決める決定を下す。
- ③ 裁判所が、それが下す判決または決定内で、前項に係わる脱漏に気づく場合、裁判所は、下した日から 5 日以内に、決定を通して、その裁定の補完を職権で進めることができる。しかし、なされた内容の修正または更生はできない。
- ④ 前 3 項の規定と同じ方法で、裁判所書記官は、(自身が) 下した決定を修正または補完する必要がある場合、手続きする。
- ⑤ 本条前各項に係わる裁定を補完する、または、補完を拒否する決定または(書記官) 決定に対しては不服申立てできない。ただし、場合に応じて、(当事者の) 申立てあるいは裁判所または裁判所書記官の職権行為に係わる判決、決定または(書記官) 決定に対してなされる不服申立てを害しない。これらの不服申立て期間は、場合に応じて、その説明、更生、修正または補完が申立てられる時点から中断され、言い渡しの脱漏を認めるまたは否定する、および、脱漏修正を取り決めるまたは拒否する裁定の通知の翌日からカウントは継続する。

第2款 判決の内部要件とその効果

第216条 希求正義の原則(*principio de justicia rogada*)。

民事裁判所は、法律が特別な場合に別段の定めをしている場合を除き、当事者の事実、証拠および請求の提出によって事案を裁定する。

(訳者注：principio de justicia rogadaとは、裁判所は、法律が特別な場合に他のものを規定する場合を除いて、当事者が提出する事実、証拠および請求に基づいて事案を判断するという意味で定義される。)

第217条 立証責任。

① 判決または同様の裁定を下す際に、裁判所がその判断に重要な事実を疑わしいと思料する場合、裁判所は、原告または反訴人の請求、あるいは、被告または被反訴人の請求を、不確実である、また、請求を基礎づける事実の証明責任が前者または後者に対応するかに従って、却下する。

② 原告および反訴被告は、訴えおよび反訴の請求に対応する法的効果を通常もたらす事実の確実性を、それらの者に適用される法的規範に従って、証明する責任を負う。

③ 被告および被反訴原告は、前項に係わる事実の法的有効性を妨げ、消滅させ、または、弱体化させる事実を、それらの者に適用される法的規範に従って、証明する責任を負う。

④ 不正競争および違法広告に関する訴訟において、被告は、行なわれた表示・表現の正確性および真実性、ならびに、広告が表現する重要なデータの正確性および真実性をそれぞれ立証する責任を負う。

⑤ 原告が差別を主張し、その存在について根拠ある徴候(indicio)を提出する訴訟においては、被告は、採用した措置とその均衡性の十分に証明された客観的かつ合理的な妥当性を示す責任を負う。

前段の規定の目的のために、裁判所は、職権により、または、当事者の請求により、平等の問題を管轄する公的機関の報告を入手できる。

⑥ 前各項に含まれる規範は、ある明示的法律规定が重要な事実の証明責任を特別な基準で分配しない場合は、常に適用される。

⑦ 本条前各項の規定を適用する際には、裁判所は、紛争各当事者に対応する証拠の利用可能性および(入手)容易性を考慮しなければならない。

第218条 判決の網羅性と一貫性。理由付け。

① 判決は、明確かつ正確で、訴えと、および、訴訟で適時に申立てられた当事者のその他の請求と一致していなければならない。被告に有責を宣告し、または、責任を解除し、また、議論の対象となったすべての争点を裁定して、当事者が要求する宣告をなす。

裁判所は、当事者が主張したかった根拠と異なる事実または法律の根拠に頼って請

求の原因から逸脱することなく、事件に適用される規則に従って、たとえそれらが当事者によって正しく引用または主張されていない場合でも、裁定する。

② 判決は、証拠の評価・査定、また、法律の適用・解釈につながる事実上および法律上の論証を表明して、理由付けされる。理由付けは、常に論理と理性のルールに適應して、個別および全体として考慮される訴訟のさまざまな事実上および法律上の要素に注意を向けなければならない。

③ 争点が複数あるときは、裁判所は、それぞれの争点に応じた言い渡しを、適切に分けて、行う。

第 219 条 弁済 (清算) 留保 (*reserva de liquidación*) のある判決。

① 一定の金額または果実、家賃、利益またはあらゆる種類の収益の支払いが訴訟で請求される場合、訴えは、それらを受け取る権利の単なる確認的判決の請求に限定することはできなく、その支払を命ずる判決を、判決の執行においてその確定を求めなくてもいいようにその金額を正確に定量化して、または、弁済が実行されるべき (金額の) 基礎を、その弁済が純粋な算術行為で構成されるように、定めて、求めなければならない。

② 前項の場合、被告の有責認容判決は、それぞれの金額の正確な額を定める、または、弁済のための (金額の) 基礎を明確かつ正確に定める。その弁済は、判決執行でなされる単純な算術行為で構成されなければならない。

③ 前の事例から離れて、原告は、判決執行において弁済 (清算) の留保を伴って有責を認容することを主張することはできず、また、裁判所も判決においてそれを認めることはできない。しかし、上記にかかわらず、原告は、金額または果実、家賃、利益または収益の支払いの有責判決を、これが排他的に申立てられた請求であって、金額の具体的弁済の問題はその後の訴訟にまかせるときは、請求することができ、裁判所はそう判決できる。

第 220 条 将来の支払を命じる言渡し (*condena a futuro*)。

① 利息または定期給付金の支払いを請求する場合、判決には、判決時点以降に発生する利息または給付金の支払を命じる言渡しを含むことができる。

② 定期的な家賃の請求の場合、その請求訴訟が不払いまたは法的または契約上の期間の満了による立退き訴訟に併合する場合で、原告が訴状で明示的にそれに関心を持っている場合、判決、決定または (書記官) 決定には、訴え提起後不動産の有効な占有引渡しまで発生する未払いの賃貸料を、訴え提起時に請求された最後の月の支払い額を将来の賃貸料の弁済の基礎として、満足させる言渡しが含まれる。

第 221 条 消費者またはユーザ団体が提起した訴訟で下される判決。

① 前数条の規定は別として、本法第 11 条規定の当事者適格を有する消費者またはユーザ団体が提起した訴えの結果として下される判決には、次の規則が適用される：

1. 金銭支払い、特定または一般的なことを行う、行わない、または、与えること

に対して有責判決が請求される場合、認容判決は、（消費者およびユーザー）保護に関する法律に従って、有責判決により恩恵を受ける者と解されるべき、消費者およびユーザーを個々に特定する。

個々の特定が不可能な場合、判決は、支払い請求できるため、また、場合に依じて、強制執行を申立てできるため、または、原告団体が（強制執行を）申立てる場合、強制執行に参加できるために、（団体の）必要なデータ、特性および要件を設定する。

2. 有責判決の先決として、あるいは、主たるまたは唯一の言い渡しとして、特定の活動または行為が法律に従って違法または合法であると宣言される場合、判決は、消費者およびユーザー保護法に従って、宣言が、対応する訴訟の当事者であった者に限定されずに、訴訟の効果を発揮すべきかどうか、裁定する。

3. 特定の消費者またはユーザーが出廷した場合、判決はそれらの者の請求について明示的に言い渡さなければならない。

② 消費者・ユーザーの集団的利益および広まった利益を守るための差し止め請求を認容する判決において、裁判所は、適切とみなす場合、被告の費用負担で、判決の全部または一部の広報を取り決めでき、または、侵害の影響が長期間にわたって継続する可能性がある場合、是正宣告(declaración rectificadora)を取り決めできる。

第 222 条 実質的既判力。

① 確定判決の既判力は、認容か否認にかかわらず、法律に従って、その既判力が形成された訴訟と同一の目的を有するその後の訴訟を排除する。

② 既判力は、訴訟および反訴の請求に、また、本法第 408 条第 1 項および第 2 項に係わる点に及ぶ。

前述の請求の基礎に関連して、それら（請求）が提起された訴訟での主張行為の（期間経過で）失効した後の事実は、新しく異なる事実とみなされる。

③ 既判力は、それが下される訴訟の当事者、その相続人および承継人、ならびに、訴訟当事者ではないが、本法第 11 条および第 11 条の 2 の規定に従って当事者適格を根拠づける権利の名義人である主体に影響する。

身分、婚姻、親子関係、父子関係、母子関係、無能力および能力の回復に関する判決において、既判力は、身分登録簿への登記または登録時から第三者に対して効力を有する。

社員総会決議(acuerdo societario)の否認について下された判決は、たとえ訴訟を起こしていなくても、すべての社員に影響する。

④ ある訴訟を終結させた確定判決の中で既判力をもって裁定されたことは、後発訴訟の裁判所を、その目的であるものの論理的前提として（その裁定が）その訴訟に現れるとき、両訴訟の訴訟当事者が同一であるか、または、法規定によって既判力がそれらに適用される場合は、拘束する。

第 3 款 （書記官）調整命令

第 223 条 (書記官) 調整命令

(コンテンツなし)

第 224 条 調整命令の見直し。

(コンテンツなし)

第 9 節 訴訟行為の無効

第 225 条 完全な無効。

次の場合、訴訟行為は完全に無効となる：

1. (訴訟行為が) 裁判権が欠如する、あるいは、事物または機能管轄が欠如する裁判所によってなされる時。
2. 暴力や脅迫の下で行なわれる時。
3. 訴訟手続きの基本的規範が無視される時、ただし、この事由により無防備が発生した可能性がある場合。
4. 法律で義務付けられている場合で、弁護士の介入なしに行なわれる時。
5. 裁判所書記官の義務的介入なしに審問が行われる時。
6. 法に従い、(裁判所) 命令、決定または判決により裁定されなければならなかった問題が、(書記官) 調整命令または決定により裁定された時。
7. その他本法でそのように定める場合。

第 226 条 脅迫または暴力の場合の訴訟手続きの進め方。

- ① 訴訟行為が脅迫または暴力をもってなされたところの裁判所は、それがなくなり次第、実行されたすべてのことを無効と宣言する、そして、事実を検察官に知らせ、有責者に対して訴訟を提起する。
- ② 当事者の行為または訴訟に関与した者の行為も、脅迫または暴力の下で行われたことが証明される場合、無効と宣言される。これらの行為の無効は、それに関連する、または、無効な行為によって実質的に条件付けられた、または、影響を受けた可能性のある他のすべての行為の無効を伴う。

第 227 条 無効の宣言および訴訟行為の取消請求。

- ① いずれにせよ、完全な無効、および、その目的を達成するため欠く事がない要件の欠如を意味する、または、現実の無防備を決定づける、訴訟行為における方式の欠如は、問題となっている(裁判上の)裁定に対する法律で規定された不服申立てを通して主張される。
- ② 上記は別として、裁判所は、職権によりまたは当事者の請求により、訴訟を終了させる裁定が下される前に、補正が適切でない場合、すべての訴訟行為または特定の訴訟行為の無効を、当事者の意見を聞いた後、宣言することができる。

いかなる場合でも、裁判所は、不服申立ての際に、当該不服申立てにおいて請求されていない訴訟行為の無効を職権で下すことはできない。ただし、裁判権、あるいは、事物または機能管轄の欠如が認められる場合、あるいは、その裁判所に影響を与える暴力または脅迫が行なわれる場合を除く。

第 228 条 訴訟行為無効の例外的付帯裁判(Incidente)。

① 原則として、訴訟行為無効の付帯裁判は認められない。ただし、例外的に、適法な当事者である、または、適法な当事者であるべきだった者は、憲法第 53 条第 2 項に係わる基本的権利の侵害に基づく訴訟行為無効(判決)が下されるよう書面で請求できる。ただし、訴訟に終止符を打つ裁定が下される前に申立てできなかったこと、および、その裁定が通常または特別申立ての対象とならないことを条件とする。

確定した裁定を下した同じ裁判所が、この付帯裁判を審理する権限を持つ。無効を請求する期間は、裁定の通知から、または、いずれにしても、無防備の原因となる欠陥が知れてから 20 日間であり、後者の場合、裁定通知から 5 年経過後は訴訟行為無効を請求することはできない。

裁判所は、他の問題を提起することを意図した付帯裁判を、簡潔に事由付けされた命令を通して、取り扱うことを認めない。付帯裁判取り扱いを認めない裁定に対しては、不服申立てできない。

② 本条前項に係わる瑕疵に基づく無効を請求する訴状が受理されても、不服申立てできない判決または裁定の執行および効力は、中断されない、ただし、付帯裁判がその目的を失うことを避けるために明示的に中断が取り決められる場合を除く。裁判所書記官は、当該訴状を、(無効)請求の根拠となる瑕疵または欠陥を証明するために添付される書類のコピーとともに、他の当事者に、それらの者が 5 日間の共通の期間で、適切と見なされる書類を添付して、書面で自己の主張ができるよう、送付する。

無効が認容された場合、訴訟行為は無効を引き起こした欠陥の直前の状態に復元され、法律に規定される手続きに従う。無効請求が却下された場合、申立人は、決定を通して、付帯裁判のすべての費用を科され、裁判所がそれが無謀に提起されたと解した場合、90 ユーロから 600 ユーロまでの罰金も科せられる。

付帯裁判を決する裁定に対しては、不服申立てできない。

第 229 条 定められた時間の外で行われる訴訟行為。

定められた時間の外で行われた訴訟行為は、期間または期限の性質が取消しを科する場合にのみ取り消すことができる。

第 230 条 行為の保存。

ある行為の無効は、その行為から独立した引き続く行為の無効を、または、無効の原因となった侵害が行われなかったことでその内容が変更されていない行為の無効を意味するものではない。

第 231 条 治癒(*subsanción*)。

裁判所と裁判所書記官は、当事者の訴訟行為が陥る欠陥が治癒されるように注意を払う。

第 10 節 (訴訟) 記録の復元

第 232 条 検察官の管轄と介入。

① (記録の) 紛失または欠損が発生した司法事務局の書記官は、あらゆる種類の訴訟行為の全体的または部分的な復元を取り扱う権限を持つ。

② 検察庁は、常に訴訟行為の復元手続きにおいて、当事者となる。

第 233 条 訴訟行為の復元手続きの開始。

裁判所、または、裁判所書記官の専属管轄の訴訟行為において裁判所書記官は、職権で、あるいは、場合に応じて、当事者またはその相続人は、記録の復元を請求できる。手続きが当事者の要求で開始される場合、次の事項を含む文書で開始する必要がある：

1. 何時その紛失または欠損が発生したか、可能な限り正確に。
2. 事案の(訴訟)状況。
3. 知見のあるデータ、および、復元につながる可能性のある調査手段。

この文書には、可能な限り、書類から取られた真正で私的なコピーが添付される。また、場合に応じて、その原本がある、あるいは、記入または登録がなされた公証原簿または登録簿を示す。また、提出された文書および訴訟で下されたあらゆる種類の裁定のコピー、および、復元に役立つ可能性のあるいかなるその他の書類も添付される。

第 234 条 当事者の出頭(審理)への呼び出し。その不在の効果。

① 裁判所が、命令を通して、または、場合に応じて、裁判所書記官が、(書記官)命令を通して、訴訟行為の復元手続きの開始を取り決めると、裁判所書記官は自己の前へ出頭するため当事者の呼び出しを命じる。この出頭は、最大 10 日の間で行なわなければならない。当事者とその弁護士は、訴訟行為の復元が請求されるところのその訴訟にそれらの者の介入が必須である場合は、その(出頭)行為に参加しなければならない。

② 当事者の誰かが不参加であっても、出席する当事者との出頭(審理)の継続は妨げられない。誰も出頭しない場合は、手続きは検察官と共に行なわれる。

第 235 条 出頭(審理)の開始。論争の不存在。証拠と判断。

① 出頭(審理)は、両当事者に対し、復元手続きの請求当事者が提出した文書および書類の正確性に、また、他の当事者が同じ手続きで持ち寄ることができた文書

および書類に同意または不同意を表明するよう要求することから始まる。

② 裁判所書記官は、当事者の意見を聞き、提出された文書および書類を調査し、検察官の事前報告を受けて、訴訟当事者間で合意があった事項、および、偶発的相違は無視して、不同意であったその他事項を定める。

③ 復元が影響を及ぼす事項について争いがない場合、裁判所書記官は、訴訟行為は復元されたと宣言する（書記官）決定、また、取り扱う訴訟の後の進行のために（そこから）出発すべきところの（訴訟）状況を設定する（書記官）決定を下す。

④ 当事者間に全面的または部分的な意見の不一致がある場合、裁判所書記官は、当事者および検察官を、続く 10 日の間で開催される裁判所での審問に、呼び出す。その審問で必要な証拠が提出され、同じ行為において証拠調べが行なわれる、または、それが不可能な場合は 15 日の期間で実行される。裁判所は、訴訟行為が復元されなければならない形式を、または、その復元が不可能であることを、決定を通して、裁定する。当該決定に対しては、控訴することができる。